

2019年10月8日

各 位

会 社 名 OBARA GROUP 株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 小原 康嗣  
(コード番号 6877 東証第一部)  
問 合 せ 先 経営企画室長 飯高 成美  
( T E L 046-271-2124)

## 当社株式の市場第二部への指定替えに係る猶予期間(株主数)解除に関するお知らせ

当社株式につきまして、2019年1月10日付にて株式会社東京証券取引所より市場第二部への指定替えに係る猶予期間(株主数)入りした旨の発表がなされておりましたが、本日付で解除となったことが発表されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 指定替えに係る猶予期間解除の理由

当社単元株式保有株主数が、事業年度末である2018年9月末日時点において、株式会社東京証券取引所所有価証券上場規程第311条第1項第1号に定める株主数(事業年度の末日において2,000人以上)を満たさなかったことから、当社株式は、有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号aの規定に基づき、「審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間内において株主数が2,000人以上とならないときは市場第二部銘柄への指定替えとなる」猶予期間入りとなっております。

2019年9月末日時点の当該株主数が2,000人以上となり、同施行規則第311条第1項第1号f(a)に基づき、本日付で猶予期間解除となりました。

#### 2. 指定替え猶予期間解除日

2019年10月8日

#### 3. 今後の対応について

今後とも、株主数増加に向けた施策の実施に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上